

大総務第 24 号
令和 8 年 8 月 19 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 小林 あや 様

大阪市総務局長 中小路 和司
(担当：行政部総務課法人グループ)

報告書

令和 8 年 8 月 13 日付けで大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱（以下「要綱」という。）第 13 条第 6 項の規定に基づき大阪市都市交通局長から大阪シティバス株式会社の変更された中期計画の内容の報告がありましたので、同条第 8 項の規定に基づき報告します。

なお、要綱第 13 条第 7 項の規定に基づく、大阪市総務局長の意見はありません。

(添付資料)

- ・ 中期計画の概要
- ・ 中期計画

【中期計画の概要】

団体名	大阪シティバス(株)			所管所属名	都市交通局		
-----	------------	--	--	-------	-------	--	--

1. 当該団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

市営バス事業を民営化し当該法人に事業を一括譲渡するに際して、本市が策定した「バス事業引継ぎ(民営化)プラン」の内容を着実に実現すること。

中期目標		中期計画			
2. 期間					
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで		令和8年4月1日から令和10年3月31日まで			
3. 外郭団体の事業経営の具体的な内容					
採算性の確保が困難なバス路線も含めた路線・サービスの持続的・安定的提供に当たって、次の2点に取り組むこと。 ・公共交通機関の最も基本的なサービスであり、公共交通機関に対する信頼の根本を成す輸送の安全の確保に最大限に努めること。 ・バスの利用頻度の増加等を図るため、顧客満足度の向上に努めること。		【取組1】輸送の安全の確保 安全安心なバスサービスを提供するため、日常的に本社と営業所でコミュニケーションを密にした不断の対策と、徹底した安全対策・教育訓練の実践、安全文化・風土の構築に取り組む。 【取組2】顧客満足度の向上 バスの利用頻度の増加を図るため、接客接客スキルの向上等に取り組む、顧客満足度を向上させる。			
4-1. 中期目標における外郭団体の対象事業活動についての目標		4-2. 中期計画における外郭団体の各事業年度の対象事業活動についての目標			
【指標の例】 【輸送の安全の確保】 事故発生件数 など 【顧客満足度の向上】 当該外郭団体が受け付けた苦情件数、乗車人員 など		指標Ⅰ	有責重大事故件数 (有責重大事故:自動車事故報告規則第2条に規定する事故(重大事故)のうち、監督官庁が過失大と認めた事故)		
		評価対象期間	令和8年4月1日から令和9年12月31日まで		
		目標値	R8(4-12月)	R9(1-12月)	
			0件	0件	
		指標Ⅱ	10万キロ当たりの有責事故件数 (有責事故:過失が大きいもので、損害が軽微なものも含む。)		
		評価対象期間	令和8年4月1日から令和9年12月31日まで		
目標値	R8(4-12月)	R9(1-12月)			
	0. 59件以下	0. 59件以下			
【参考】行政目的又は施策によって実現しようとする状態を示す指標及び目標(※大阪市)					
指標1	路線数 (民営化から10年間(令和9(2027)年度まで)の引き継ぎ時の乗合バスのサービス水準維持)	指標Ⅲ	バス運行に関するお褒めの件数		
目標値	86系統	評価対象期間	令和8年4月1日から令和9年12月31日まで		
		目標値	R8(4-12月)	R9(1-12月)	
			150件以上	200件以上	
指標2	運行回数 (民営化から10年間(令和9(2027)年度まで)の引き継ぎ時の乗合バスのサービス水準維持)	指標Ⅳ	バス運行に関する苦情件数		
目標値	平日5,880便、土曜5,139便、休日4,806便	評価対象期間	令和8年4月1日から令和9年12月31日まで		
		目標値	R8(4-12月)	R9(1-12月)	
			120件以下	159161件以下	
指標3	運賃 (民営化から10年間(令和9(2027)年度まで)の引き継ぎ時の乗合バスのサービス水準維持)	指標Ⅴ	乗車人員		
目標値	大人210円、小人110円	評価対象期間	令和8年4月1日から令和9年12月31日まで		
		目標値	R8(4-12月)	R9(1-12月)	
			新型コロナウイルス感染症拡大前の水準と比べ、94.9%以上	次期Osaka Metro Group 中期経営計画の策定後に設定	

5. 「事業経営評価等に関する指針」において中期計画に定めることとした各事業年度の財務運営についての目標

指標Ⅰ	営業利益			(指標Ⅰの説明) 事業経営における収益力を客観的に把握でき、継続的な利益確保が財政基盤の安定に直結するため、営業利益を指標とする。
目標値	R8	R9		
	0. 9億円	次期Osaka Metro Group 中期経営計画の策定後に設定		

6. 所管所属の見解

【事業運営の指標】
中期目標でめざす「乗合バス事業の路線・サービスを持続的・安定的に提供している状態」を実現するために、輸送の安全を確保すること及び顧客満足度の向上を図ることを団体が行うべき事業経営の内容として指定した。
団体が設定した指標は、本市が指定した指標の例に合致しており、目標達成によって輸送の安全確保、顧客満足度の向上が期待できることから団体の指標及び目標は妥当である。
なお、計画期間中の「令和9年度の取組についての具体的な内容」及び「指標Ⅴの令和9年度目標値」の記載がなされていないが、現在、Osaka Metro Groupにおいて次期中期経営計画(2026年度～)の策定作業を進めており、その中で検討しているとのことである。次期中期経営計画の策定後速やかに本中期計画も変更するとのこと、本事業経営評価への影響も僅少であるため、やむを得ないと考えている。

【財務運営の指標】
営業利益により、団体の本業における収益力を把握することができ、対象事業活動を安定的かつ継続的に行うための財政基盤の確保を計る指標として妥当である。
目標値は、実績等を踏まえて算出されたOsaka Metro Group事業計画上の数値である。路線バス事業の経営環境を踏まえると収支悪化はやむを得ず、民営化後10年間の路線バスサービスの維持に当たって必要となる財政基盤を確保するための目標値として妥当である。
なお、本計画では令和9年度の目標値が記載されていないが、現在、Osaka Metro Groupにおいて次期中期経営計画(2026年度～)の策定作業を進めており、その中で、令和9年度の目標値も検討しているとのことである。
次期中期経営計画の策定後速やかに本中期計画も変更するとのこと、本事業経営評価への影響も僅少であるため、やむを得ないと考えている。

指標Ⅴ・乗車人員

○ 乗車人員推移

	2022年度 (実績)	2023年度 (実績)	2024年度 (実績)	2025年度 (実績)	2026年度 (計画)
対コロナ拡大前水準比 (2019年1－12月)	78.1%	88.4%	88.8%	91.8%	94.9%

2026 年 4 月 30 日制定

2026 年 8 月 7 日改訂

大阪シティバス株式会社

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】にかかる中期計画

大阪市の外郭団体として、大阪市の行政目的又は施策の達成のために当社に求める役割を果たすための当社の計画（以下、「中期計画」という。）を提出する。なお、計画内の一部文言において、大阪市の要綱内の表現等を引用している。

【大阪市が当社に求める役割】

市営バス事業を民営化し事業を一括譲渡するに際して策定した「バス事業引継ぎ（民営化）プラン」の内容を着実に実現するため、乗合バス事業の路線・サービスを持続的・安定的に提供すること。

1 中期計画の期間

2026 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 企業理念

大阪シティバスは、安全を最優先に、サービス向上に努め、人・街・未来をつなぎ、地域に貢献する企業を目指します。

3 中期計画（期間）における事業経営の目標（※）

（※「大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱」内の表現）

当社を監理する所管局が作成した中期目標に掲げる、当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容を踏まえ、「輸送の安全確保」及び「顧客満足度の向上」に関する指標を設定し、目標値として以下のとおり設定した。（目標達成に向けての具体的な取組みについては【別紙】のとおり。）

【取組 1】輸送の安全確保

安全安心なバスサービスの提供という当社の使命を果たすため、日常的に本社と営業所でコミュニケーションを密にした不断の対策と、徹底した安全対策・教育訓練の実践、安全文化・風土の構築に取り組む。

なお、輸送の安全の確保は「バス事業引継ぎ（民営化）プラン」においても、弊社に求める事項として定められているものであり、弊社企業理念の根幹としている。

指標Ⅰ 有責重大事故件数

（有責重大事故：自動車事故報告規則第2条に規定する事故（重大事故）のうち、監督官庁が過失大と認めた事故）

	2026 年 (4－12 月)	2027 年 (1－12 月)
目標値	0 件	0 件

指標Ⅱ 10 万キロ当たりの有責事故件数

（有責事故：過失が大きいもので、損害が軽微なものも含む。）

	2026 年 (4－12 月)	2027 年 (1－12 月)
目標値	0.59 件以下	0.59 件以下

【取組2】顧客満足度の向上

バスの利用頻度の増加を図るため、接客接遇スキルの向上等に取り組み、顧客満足度を向上させる。

指標Ⅲ バス運行に関するお褒めの件数

	2026 年 (4－12 月)	2027 年 (1－12 月)
目標値	150 件以上	200 件以上

指標Ⅳ バス運行に関する苦情件数

	2026 年 (4－12 月)	2027 年 (1－12 月)
目標値	120 件以下	<u>159</u> 件以下

指標Ⅴ 乗車人員

	2026 年 (4－12 月)	2027 年 (1－12 月)
目標値（注）	<u>新型コロナウイルス感 染症拡大前の水準と比 べ、94.9%以上</u>	—

（注）2027 年目標値については、次期 Osaka Metro Group 中期経営計画の策定後に設定することとする。

4 中期計画（期間）における財務運営の目標（※）

（※「大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程」内の表現）

前項の事業経営の目標に加え、「財政基盤の安定性を客観的に示すことができ、かつ、数値で表すことができる指標及び目標の設定」が上記に規定されているため、指標として営業利益を設定し、目標値として各年度の業績を設定した。

指標 営業利益

	2026 年度	2027 年度
目標値（注）	<u>0.9 億円</u>	- 億円

（注）2027 年度目標値については、次期 Osaka Metro Group 中期経営計画の策定後に設定することとする。

事業経営の目標達成に向けての具体的な取り組みについて

【取組１】輸送の安全の確保

2026 年 (令和 8 年) 度	・運転パフォーマンス分析システムを活用し、個々の運転士の弱点に応じた研修コンテンツを提供し、個々の特性に応じた研修を実施する ・運転士をグループ分けした段階別研修を実施する ・作成した安全に関する映像（運転操作に関する注意、道路交通法改正など）を営業所設置のサイネージに放映し、運転士に視覚的に伝えることで事故の未然防止を図る。
2027 年 (令和 9 年) 度	具体的な取り組みについては、次期 Osaka Metro Group 中期経営計画の策定後に設定するものとする。

【取組２】顧客満足度の向上

2026 年 (令和 8 年) 度	・誤認運行を防ぐため、停留所への警告灯の設置、音声合成機器での案内などの抑止策を継続的に推進する。 ・現在の表彰制度についてより運転士のモチベーションが上がる方策を検討し実施する。 ・SNS を活用した情報発信を強化する ・沿線の魅力発信による利用機会を創出する
2027 年 (令和 9 年) 度	具体的な取り組みについては、次期 Osaka Metro Group 中期経営計画の策定後に設定するものとする。